

兵庫県高砂市阿弥陀町魚橋字西ノ口道上 1114 番 5 所在の正蓮寺こども園 敷地 82 m²
建物

兵庫県高砂市阿弥陀町魚橋字村内 1673 番地 1、1674 番地、1674 番地 1 及び
同字西ノ口道上 1161 番地 3 所在の

ア 鉄骨・鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき地下 1 階付 2 階建 正蓮寺こども園
園舎 532.4 m²

イ 木・鉄筋コンクリート造瓦葺 3 階建 庫裏・園舎 1 階 127.66 m²のうち、
正蓮寺こども園 園舎部分 102.35 m²

兵庫県高砂市阿弥陀町魚橋字坊ノ後 1183 番地 1 所在の

ア 軽量鉄骨造スレート葺 2 階建 正蓮寺こども園 園舎 215.50 m²

イ 軽量鉄骨造スレート葺平家建 正蓮寺こども園 事務室 20.68 m²

(3) 兵庫県高砂市阿弥陀町魚橋字村内 1675 番地、1162 番地、1674 番地所在の
鉄骨造スレート葺 2 階建 正蓮寺こども園 園舎 612.25 m²

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければ
ならない。

(基本財産の処分)

第 31 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、
高砂市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、高砂市長の承認は必
要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備
のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金
に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保
に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 32 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に
換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事
長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧
に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 34 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、

監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議
員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受け
なければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、
定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 35 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 36 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において
定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 37 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとする
ときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 7 章 解散

(解散)

第 38 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により
解散する。

(残余財産の帰属)

第 39 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得
て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたもの
に帰属する。